

## 標準文書保存期間基準（管区本部海洋情報監理課）

令和4年4月26日現在

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
1 個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	・審査案 ・理由	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
	(2)行政手続法第2条第4号の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・処分案 ・理由	処分がされる日に係る特定日以後5年	廃棄
	(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立て又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 ②裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 ③裁決書又は決定書	・不服申立書 ・録取書 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	廃棄ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
	(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は和解調書	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書	10年	廃棄ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
2 法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	・審査案 ・理由	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
	(2)不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・処分案 ・理由	処分がされる日に係る特定日以後5年	廃棄

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置	
	(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立て又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 ②裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 ③裁決書又は決定書	- 不服申立書 - 錄取書 - 弁明書 - 反論書 - 意見書 - 裁決・決定書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	廃棄ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	
	(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は和解調書	- 訴状 - 期日呼出状 - 答弁書 - 準備書面 - 判決書 - 和解調書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	廃棄ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	
その他の事項						
3	通達の制定又は改廃及びその経緯	訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から2の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する調査研究文書 ②制定又は改廃のための決裁文書	- 自治体・民間企業の状況調査 - 関係団体・関係者のヒアリング - 訓令案・通達案 - 行政文書管理規則案 - 公印規程案	10年	廃棄
4	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書  ②取得した文書の管理を行うための帳簿  ③決裁文書の管理を行うための帳簿 ④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（⑤に掲げるものを除く。） ⑤第21条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	- 行政文書ファイル管理簿  - 受付簿  - 決裁簿 - 移管・廃棄簿  - 廃棄の記録	常用（無期限）  5年  30年 20年  5年	廃棄ただし、以下について移管 ・移管・廃棄簿
5	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯（1の項から4の項までに掲げるものを除く。）	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	- 仕様書案 - 協議・調整経緯	契約が終了する日に係る特定日以後5年	廃棄

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
管区本部海洋情報監理課の所掌に係る事務					
6	水路業務法に関すること	水路業務法第6条に関する文書	・水路測量許可申請 ・水路測量許可報告 ・業務処理要領に基づく判定者	5年	廃棄
	水路業務法第24条に関すること	水路業務法第24条の承認に関する文書	・水路図誌等利用許諾	5年	廃棄
	水路業務法第26条に関すること	水路業務法第26条の実施に関する文書	・水路測量(技術指導)	5年	廃棄
	港湾工事に伴う水路測量についての覚書に関する一レ	水路測量実施に関する文書	・水路測量実施	5年	廃棄
7	海洋情報業務運営規則等に関すること	実施計画に関する文書	・港湾調査 ・E S I 調査	3年	廃棄
	港湾調査 E S I 調査	実施報告に関する文書	・港湾調査 ・E S I 調査	3年	廃棄
	海洋情報業務運営規則に関すること	海洋情報業務計画に関する文書	・海洋情報業務要望 ・海洋情報業務計画	5年 1年	廃棄 廃棄
	本庁召集会議に関すること	実施通知に関する文書	・監理課長等会議 ・海洋調査課長等会議 ・専門官会議 ・海洋情報部長等会議	1年	廃棄
	定期火山噴火予知に関すること	定期火山噴火監視観測に関する文書	・定期火山噴火監視観測 ・業務調査等派遣	5年	廃棄

事項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
8	水路通報・航行警報業務規則に関すること	水路通報・航行警報に関すること	規則・例規に関する文書	・水路通報・航行警報業務規則	10年	廃棄
9	測量船に関すること	測量船運用規則に関すること	測量船に関する実績・運用計画・運用方針に関する文書	・測量船実績報告 ・測量船運用計画 ・測量船運用方針	5年	廃棄
10	庶務に関する事項	勤怠管理に関すること	勤怠管理に関する文書	・出勤簿、休暇簿、勤務時間報告書、超過勤務命令簿、勤務状況報告書	5年	廃棄
		会計事務に関すること	旅費に関する文書	・旅行命令簿、出張計画書、精算請求書、旅費の請求及び支払いに係る資料	5年	廃棄
			物品供用、管理に関する文書	・物品措置請求書、物品受領命令書、個人別供用票	5年	廃棄
11	所掌事務に関する事項共通	全業務共通	①別途、正本・原本が管理されている業務文書の写し ②定型的・日常的な業務連絡、日程表等 ③出版物や公表物を編集した文書 ④海上保安庁の所掌事務に関する事実関係の問合せへの対応 ⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 ⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書		1年未満	廃棄